

平成19年10月22日

「ゆうちょ銀行の運用対象の自由化に関する郵政民営化委員会の調査審議」に向けた意見

全 国 銀 行 協 会

## 1. 基本的な考え方

ゆうちょ銀行による新規業務への参入に関しては、その大前提として、これまで国営事業ゆえ経営の効率性に十分配慮されてこなかったことや、貴委員会の所見でも指摘されているとおり、内部管理等に多くの課題が存在することなどを踏まえ、まずは「経営の抜本的な効率化」と「民間企業としての内部管理体制の整備」を徹底することが不可欠である。これらが不十分なままに新規業務に参入することは、非効率な経営が温存されるばかりか、経営リスクの増大に繋がる懸念がある。

そのうえで、個別業務ごとに新規参入の是非を判断するに当たっては、①公正な競争条件が確保され民業圧迫を生じさせないこと、②ゆうちょ銀行の規模の再拡大に繋がらないこと、③利用者保護等の面で問題が生じないこと等を総合的に検討する必要がある。

## 2. 今般の新規業務の認可申請について

上記の基本的な考え方に基づき、今般、ゆうちょ銀行から行われた認可申請に対し、下記の意見を提出する。

- (1) ゆうちょ銀行の保有資産のリスクヘッジ目的に限定した金利デリバティブ取引や、その運用に関わる業務のうち、証券化商品など投資の目的をもつてするものについては、①上記3条件に照らして特段の問題を想定しにくいこと、②民営化当初、同行が大量の国債保有に伴う大きな金利リスク等を抱えるなか、リスク対応力の向上に繋がる面があることから、市場の混乱等を招来しないための実施体制等を十分に整備したうえで、貴委員会の十分な調査審議を前提に、新規参入の検討対象となり得るものとする。

ゆうちょ銀行がこれらの業務に積極的に取り組む場合には、例えば、多様な市場性商品への資金運用を中心とした機関投資家のようなビジネスモデルもひとつの選択肢として想定されるが、こうした場合であっても、リスクヘッジの有効性確保や市場の混乱回避の観点からは、規模の縮小が不可欠であることは言うまでもない。

(2) 一方、完全民営化までの移行期間中に、上記の証券化商品などの市場性商品のほか、運用対象を貸付にまで広げることは、かねてより、銀行界として貸付業務への参入に係る問題点について主張してきたとおり、政府出資を背景とした暗黙の政府保証の存在に起因する、ゆうちょ銀行の資金調達面の優位性等に鑑みれば、他の民間金融機関との間の公正な競争条件が確保できず、民業圧迫に繋がる懸念が大きい。

この点に関して、他の金融機関と協調して行う企業向け貸付（シンジケートローン＜参加型＞）は、ゆうちょ銀行が貸出条件等の設定に主体的には関わらない等の意味において、一般の個別相対型の貸付より市場への影響は相対的に小さいという面はあるものの、官業ゆえの特典に基づき肥大化した規模の縮小がなされず、他の民間金融機関を圧する巨大な資金力をもって大規模に市場に参入することとなれば、たとえ参加行という立場であっても、ローン案件の組成においてその条件設定に実質的に影響を及ぼし、市場の金利形成を歪め、あるいは競争条件の権衡が確保されないまま他の民間金融機関の参加機会を奪う懸念があるなど、他の貸出と同様の問題が生じ得る。また、参加型とはいえ、個別の案件において、ゆうちょ銀行が極めて大きなシェアを確保するような場合には、実質的に個別相対型の貸付と変わらなくなる懸念も生じる。

なお、シンジケートローン（参加型）については、自ら与信判断やリスク管理等を行わなければならない点では一般の貸付とまったく同様であり、民間金融機関は、そのための十分な体制整備を行って業務を遂行しているところである。

こうした論点は、ゆうちょ銀行が要望している特別目的会社への貸付（他の金融機関が当該会社に貸付を既に行っている場合又は他の金融機関と同時に貸付を行う場合に限る）のほか、S P Cや信託受益権等への投資を通じて実質的にクレジット資産を保有する場合なども、基本的に同様と考える。

上記のように、実質的に貸出業務に該当する業務については、完全民営化までの移行期間においては、参入を許容すべきでないと考えられることに鑑み、貴委員会におかれては、慎重な検討をお願い致したい。

以　　上